

外来診療窓口で医療費の支払いが高額になった方へ

**平成24年 4月から** 外来診療における窓口負担での支払いが自己負担限度額までとなります

これまでの高額療養費の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。



ここがポイント!

- 所得によって自己負担限度額が異なるため、あらかじめ国民健康保険 (保険者) から『限度額適用認定証』の交付を受けて、医療機関や薬局の窓口で提示することで適用されます。
- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

| 高額な外来診療受診者                  | 事前の手続き                                   | 病院・薬局などで                   |
|-----------------------------|--|----------------------------|
| ●70歳未満の方<br>●70歳以上の非課税世帯等の方 | 加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください | 「認定証」を窓口で提示してください          |
| 70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方     | 必要ありません                                  | 「高齢受給者証」を窓口で提示してください       |
| 75歳以上で、非課税世帯等ではない方          | 必要ありません                                  | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください |

# 国民健康保険からのお知らせ

お問い合わせ先 住民税務課住民G TEL 662-2113

『ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ』の送付を始めました

中山町国民健康保険では平成23年12月から「ジェネリック医薬品のご案内」の送付を始めました。この「ご案内」は、生活習慣病や慢性的な病気を治療するために現在服用しているお薬をジェネリック医薬品 (後発医薬品) に切り替えた場合、どの程度お薬代の自己負担額を軽減できるかを参考としていただくためにご紹介するもので、その軽減額が比較的大きい方にお送りします。

Q&A

Q ジェネリック医薬品はなぜ安いのか?

A ジェネリック医薬品の開発には、新薬の開発と比べて研究や開発にかかる費用が少ないため、基本的に価格は新薬よりも低く抑えられています。

Q ジェネリック医薬品は質が悪いのでは?

A 新薬・ジェネリック医薬品どちらにも、品質・有効性・安全性をクリアするために、薬事法で様々な規定があります。

Q どうすれば処方してもらえます?

A 新薬・ジェネリック医薬品どちらでも、医薬用医薬品を手に入れるには、患者さんの病歴や体質を考慮して出される、お医者さんの処方せんが必要です。

「ジェネリック医薬品を使用したい」とお思いの方は、まずはかかりつけのお医者さん・薬剤師さんに相談してみてください。

正しい受診を心がけましょう

- 1 重複受診はやめましょう!!**  
検査や処置をやり直すため医療費のムダ使いになります。
- 2 診療時間内の受診を心がけましょう!!**  
急患の場合は別として、時間外受診は加算料金もつき、お医者さんの負担にもなります。
- 3 かかりつけ医をもちましょう!!**  
病歴や体質などを把握してくれているため、治療効果も上がります。
- 4 特定健診を受けましょう!!**  
病気の早期発見・早期治療を心がけましょう!!
- 5 毎日の健康管理に努めましょう!!**  
食事・睡眠・運動など日常生活を規則正しく!!
- 6 ジェネリック医薬品を選びましょう!!**  
新薬とほぼ同じ効き目をもつのに価格が安く、家計にもやさしい!!

国民健康保険の届け出を忘れずに!!

国民健康保険への加入や喪失が生じた場合は、14日以内に役場へ届け出が必要ですが、加入の届出が遅れると、資格取得の日にさかのぼって課税され、保険税の納付が大変になることがありますのでご注意ください。